

令和8年度第1回 特定最低賃金合同専門部会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月27日（木） 午後2時00分～午後3時00分

場所 あわぎんホール4F 会議室3・4 （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 木戸委員 辻委員 徳永委員 三木委員 矢藤委員 横井委員

（使側委員） 天野委員 鴻池委員 五島委員 渡辺委員

3 主要議題

（1）部会長、部会長代理の選任について

（2）特定最低賃金改正の必要性審議について

（3）審議日程の調整について

（4）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

定刻となりました。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

委員の皆様には、辞令をお手元にお配りしておりますので、ご査収の程、よろしくお願いいたします。

資料はお手元に配布してある一綴りとなっています。

本来、専門部会においては部会長が議事進行を行うものですが、現在は部会長及び部会長代理の選出前でありますので、本合同専門部会の議事進行については、事前に徳島地方最低賃金審議会の段野会長にお願いしております。

段野会長、よろしくお願いいたします。

○段野会長

本日の合同専門部会の議事進行を務めさせていただきます段野でございます。

それではただいまより、令和8年度第1回特定最低賃金合同専門部会を開会いたします。

事務局は委員の出席状況について報告をお願いします。

また、特定最低賃金の専門部会としては本日が初めての顔合わせとなりますので、委員の紹介も併せてお願いします。

○事務局（賃金室長）

まず、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。

専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項において、9名の委員のうち3分の2である6名以上、または公・労・使各側委員のそれぞれ3分の1である1名以上の委員の出席により成立します。

本日は一般機械専門部会委員8名、電気機械専門部会委員7名の委員がご出席をいただいておりますので、いずれの専門部会も定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

引き続きまして、各委員の皆様をご紹介します。

資料の1ページ、資料1、各特定最低賃金専門部会の委員の名簿をご覧ください。

一般機械、電気機械の順番に名簿順に紹介させていただきます。

まず、一般機械の委員のご紹介です。

公益代表委員の竹原委員です。

○竹原委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

撫養委員です。

○撫養委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

米澤委員です。

○米澤委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

労働者代表委員の辻委員です。

○辻委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

徳永委員です。

○徳永委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

三木委員です。

○三木委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

三木委員は今年度より新たに就任いただきました。

使用者代表委員の天野委員です。

○天野委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

森委員につきましては、本日所用のため欠席となっています。

渡辺委員です。

○渡辺委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

続きまして電気機械の委員のご紹介です。

公益代表委員の稲倉委員につきましては、本日所用のため欠席となっています。

竹原委員です。

○竹原委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

竹原委員には機械と電気の両方をご担当いただきます。

段野委員です。

○段野委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

労働者代表委員の木戸委員です。

○木戸委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

矢藤委員です。

○矢藤委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

横井委員です。

○横井委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

使用者代表委員の久米委員につきましては、本日所用のため欠席となっています。

鴻池委員です。

○鴻池委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

五島委員です。

○五島委員

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

最後に事務局を紹介します。

労働基準部長の恩田です。

○事務局（労働基準部長）

よろしくお願いします。

○事務局（賃金室長）

昨年から引き続きとなりますが、賃金室長の渡辺です。

以上です。

○段野会長

ありがとうございました。

各特定最低賃金専門部会の公開については、「会議は非公開とするが、議事録を公開する、発言者の氏名は非公開とするものの公労使の別については公開する」とされており、今年度もこれを踏襲することとなりますので、今回の審議については、会議を非公開とし、議事録を公開することといたします。

なお、議事録が公開されるまでの間、議事要旨が公開されることになります。

また、「特賃専門部会と合同で開催する本審については、昨年度から公開するとともに、議事録における発言者氏名を公開する」とされておりますので、例年、年末時期に開催される特賃専門部会と合同で開催する本審においては、公開の対象となることをあらためて申し上げます。

それでは議事を進めさせていただきます。

議題１、部会長及び部会長代理の選出について事務局は説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

先ほどの各特定最低賃金専門部会委員名簿をご覧ください。

各特定最低賃金専門部会の部会長、部会長代理は、最低賃金法第25条第４項の規定により、公益委員の中から選出することになっております。

６月12日に開催しました公益委員会議においてご検討いただいた結果、「一般機械」

は、部会長に撫養委員、部会長代理に米澤委員、「電気機械」は、部会長に稲倉委員、部会長代理に段野委員とのご意見をいただいております。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

ただいまの説明にありましたが、公益委員会議で検討したとおり、部会長と部会長代理を選出してよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野会長

ありがとうございます。

続いて議題2、特定最低賃金改正の必要性について審議いたします。

事務局はこれまでの経過と本日の審議について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

特定最低賃金は、「関係の労使が、労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の設定を必要と認めたもの」に限定して設定されています。

お手元にお配りしている最低賃金決定要覧の115ページ、116ページをご覧ください。

ご承知のとおり、徳島には、現在「造作材」、「一般機械」、「電気機械」の3つの特定最低賃金が設定されています。

特定最低賃金の決定、改正、廃止につきましては、最低賃金法第15条の規定により、労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者の申出により審議が開始されます。

2ページ、資料2をご覧ください。

これは今年度の提出された特定最低賃金改正申出書の概要を事務局でまとめたものです。こちらのとおり、6月22日に電気機械、6月24日に一般機械についての特定最低賃金改正申出書の受付を行っております。

なお、「造作材」につきましては、今年度は改正の申出がございませんでした。

この改正申出の要件は、適用労働者数の概ね 3 分の 1 以上の同意となっております。

概要の下の方に記載していますが、一般機械における申出労働者数は1,522人で適用労働者数の40.5%であり、電気機械における申出労働者数は8,029人で適用労働者数の78.2%であり、いずれの申出も要件である 3 分の 1 以上を満たしていましたので、6 月 29 日開催の第 1 回本審において、改正の必要性を審議するよう、徳島労働局長から諮問がありました。3～4 ページも資料 3、資料 4 に 2 つの特定最賃の諮問文写しを添付しています。

また、第 1 回本審において、特定最賃の必要性審議は専門部会を設置して行うことが併せて決議されました。

労使代表委員の推薦公示を行い、労使団体から推薦いただいた皆様方を委員に任命させていただき、本日の合同専門部会の開催に至っております。

改正必要性審議に至るまでの経過は以上です。

続きまして、本日の必要性審議について説明します。

審議の結論は、「全会一致で改正の必要性あり」の場合と、「全会一致には至らない」場合があります。

「必要性あり」の決議は全会一致で行われることが原則とされており、仮に、全会一致の結論に至らない場合は、別途専門部会を設けて全会一致を目指して再度ご審議いただくか、又は「必要性有りとすることはできないとの結論に達した」旨の部会報告を行うこととなります。

「必要性あり」の全会一致の議決をいただきますと、本審への部会報告を作成するとともに、専門部会の決議をもって本審の決議となります。これは、第 1 回本審において、「専門部会で全会一致により議決された場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定の適用をする。」旨の議決をしているためです。なお、本日はこの後、本審が開催されることとなっていることから、答申は本審において行うことを予定しています。

必要性の審議ですが、昨年度は、「一般機械」、「電気機械」の順番で、この場で審議いただきました。

別室もございますので、専門部会ごとに必要性審議を行うことも可能ですが、差障りがないようであれば、昨年度同様に、「一般機械」、「電気機械」の順番で、この場で審議

いただくのがよいと考えますが、いかがでしょうか。

○段野会長

事務局より審議経過と本日の審議についての説明がありました。

審議経過についてご質問等はございますか。

(委員から特段の意見なし)

○段野会長

ありがとうございます。

また、事務局より特賃の必要性審議を行うに当たって各専門部会に分かれての審議を行うことも可能とのことですが、審議の効率化の観点から例年どおり「一般機械」、「電気機械」の順番で、この部屋で必要性審議を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野会長

ありがとうございます。

それでは、最初に「一般機械」について審議を行います。

撫養部会長に進行をお願いしたいと思います。

○撫養部会長

ただいまから、一般機械等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議を行います。

労使の委員の皆様から改正の必要性についてのご意見を伺いたいと思います。まず労側委員いかがでしょうか。

○委員（労側）

お疲れ様です。労側委員として機械を担当させていただきますと申します。よろし

くお願いいたします。

今年、徳島の地域別最低賃金は57円引き上げられ、1,103円となりました。地域別最低賃金の水準が上がる中で、機械産業の特定最低賃金については、一定の技能や経験、専門性を評価して人材の確保や定着につなげるという非常に重要な役割を果たしていると思っています。

したがって、改正の必要性ありとのご判断をいただくことを強くお願いを申し上げ、機械の労側委員の意見といたします。よろしくお願いいたします。

○撫養部会長

使側委員いかがでしょうか。

○委員（使側）

です。よろしくお願いいたします。

製造業関係といたしましては、トランプ関税から始まり、中東情勢による不安定さ、それによる石油など原材料の高騰などによりとても厳しい状態にはありますが、労働者の生活も物価の高騰ですごく厳しい状態になっていると思います。徳島に合った賃上げの話し合いができたらいいなと思っています。

改正は必要ということで、よろしくお願いいたします。

○撫養部会長

ありがとうございます。

それでは、全会一致で一般機械等製造業最低賃金について改正の「必要性あり」ということで部会報告を作成し、その内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○撫養部会長

事務局は部会報告（案）と答申文（案）を配付して下さい。

部会報告と答申文は同じ内容となります。

委員の皆様、ご確認をお願いします。

この部会報告と答申文の内容でよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○撫養部会長

それでは、この後開催される本審において、この答申文をもって答申を行いたいと思います。

これで一般機械等製造業最低賃金改正の必要性についての審議を終わります。

進行を司会の段野会長にお戻しします。

○段野会長

ありがとうございました。

続きまして「電気機械」について審議を行います。

稲倉部会長が本日欠席の為、部会長代理の私が進行を行いたいと思います。

○段野部会長代理

それでは、電気機械等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議を行います。

労使の委員の皆様から改正の必要性についてご意見を伺いたいと思います。まず労側委員いかがでしょうか。

■委員お願いいたします。

○■委員（労側）

電気産業の労働側委員を務めております■と申します。電気産業とは電気機械器具等製造業の略称です。現場で働く方の実態や声をしっかりとお伝えできるよう努めてまいります。

今回、地域別最低賃金が57円引き上げられております。

その結果、電気産業との差はわずか2円となっており、電気産業の最低賃金の存在意義を失いかねない事態になっております。産業の実態に見合った特定最低賃金の役割を再評

価できるように、あらためて電気産業の重要性を改めてお伝えし、この状況を改善していきたいと考えております。

最後になりますが、電気産業の最低金額の改正は将来にわたり持続的に発展し、必要な人材を引きつけ続けるためにも、重要な課題と認識しております。どうか委員の皆様には特定最低賃金の改正が必要であるということをご理解いただき、ご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、電機産業の労働者側の意見とさせていただきます。

○段野部会長代理

■委員ありがとうございました。

では、使用者側よろしいでしょうか、ご意見お願いいたします。

■委員おねがいたします。

○■委員（使側）

■と申します。よろしくお願いします。

使側といたしましては、機械とか電子部品だけでなく、いろんな産業において使側は本当に厳しい環境であるということ、まずは労側の皆様に理解していただいた上で、審議を重ねていただきたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○段野部会長代理

■委員ありがとうございます。

それでは、全会一致で電気機械等製造業最低賃金について改正の「必要性あり」ということで部会報告を作成し、その内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○段野部会長代理

事務局は部会報告（案）と答申文（案）を配付して下さい。

部会報告と答申文は同じ内容となります。

委員の皆様、ご確認をお願いします。

この部会報告と答申文の内容でよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野部会長代理

それでは、本日開催される本審において、この答申文をもって答申を行いたいと思います。

これで電気機械等製造業最低賃金改正の必要性についての審議を終わります。

○段野会長

「一般機械」、「電気機械」とも、「必要性あり」との結論になりました。委員の皆様方におかれましては、議事の円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

次の議題に進みたいと思います。事務局は審議日程調整について説明してください。

○事務局（賃金室長）

この場で日程調整を行います。先に、事務局において各委員の予定をお聞きし、まとめた資料を机上配布しております。これを参考に、9月末頃から10月23日までの期間で調整をお願いしたいと考えています。

審議日程を9月末頃からと申しあげた理由としまして、特賃は地域別最賃を上回る必要があり、特賃の金額審議に地域別最賃の金額はかなり重要となります。

地域別最賃について答申が行われ、異議申し立て期間を経て、遅くとも9月末までには労働局長が改正決定を行うと考えられますので、今後の各特賃の専門部会は9月末頃より開始したいと考えているものです。

また、審議日程の終了を10月23日までと申しあげましたのは、5ページ、資料5の答申日から最短手続きを踏んだ際の特賃発効日の一覧をご覧ください。

昨年度は地域別最賃の発効日に合わせて1月1日としたところですが、例年特賃の発効日は12月21日としているところです。

今年度は祝祭日の関係で12月21日発効ではなく、12月24日発効となりますが、12月

24日発効を行うためには、遅くとも10月23日には答申をいただく必要があるからです。

また、予備日についても調整をお願いします。

併せて、今回お伝えするのが、例年審議に使用している合同庁舎の会議室が改修工事の為全て使えず、今年度の審議に関しましては、全て外部会場となり、委員の皆様のご都合に合わせた審議日程の確保が困難となっていますのでご了承いただくようお願いいたします。

(各専門部会委員が日程調整)

○段野会長

事務局は、決まりました日程について報告をお願いします。

○事務局（賃金室長）

一般機械について、1回目の金額審議は10月1日の13時30から、2回目は10月5日の13時30分から、3回目の予備日は10月19日の10時からとなりました。

電気機械について、1回目の金額審議は10月2日の13時30分から、2回目は10月13日の13時30分から、3回目の予備日は10月21日の13時30分からとなりました。

会場につきましては、決まり次第、事務局から各委員あて、ご連絡いたします。

以上になります。

○段野会長

その他に何かございますでしょうか。

(委員から特に意見なし)

○段野会長

事務局より何かございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

伝達事項が1点ございます。

第1回本審において、今年度の実地視察対象は、電気機械の特賃が適用される事業場を視察対象とすることが決議されています。

対象事業場や実施日時については、今後メールで送付させていただく予定ですが、実施時期は9月中旬頃を考えています。

実際に事業場を訪問して、事業場の経営者側や労働者側からの生の声を聞くことにより最低賃金改定審議をするにあたって得るべきものがあると考えますのでご都合のつく本審委員及び特賃の委員の方はご参加いただければと思います。

また、視察先事業場の都合により人数制限がかかることも考えられますが、その際は特賃の電気の委員を優先させていただくこととしています。

以上です。

○事務局（労働基準部長）

本日、2つの特定最低賃金に係る「改正の必要性」につきまして、各専門部会でご審議していただき、いずれも、全会一致で必要性有りとの答申をいただきました。

誠にありがとうございました。

これからの審議会の予定としては、この後開催されます第6回本審において「改正の必要性あり」として労働局長に答申を行うとともに労働局長より「金額改正」の諮問を受ける運びとなります。

委員の皆様には、引き続き、金額改正の審議について、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

事務局といたしまして、各専門部会の円滑な運営に努めてまいりますので、各委員におかれましては、それぞれの産業の実情を考慮した上で、是非とも、全会一致の答申をいただくべく、ご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。

○段野会長

それでは、今後、各専門部会において、徳島県及び各産業の実情を踏まえた、審議を重ねていただき、全会一致で改正金額が答申されることを願いまして、本日の合同専門部会

を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。

(閉会)